

令和7年1月24日

## 本学教員による公的研究費等の不正使用について

### 第1 経緯・概要

令和6年2月24日から同年3月16日に実施された大妻女子大学大学院（以下「本学」という。）修了時アンケートにおいて、「指導教員の研究費不正使用」に関する回答があった。令和6年4月20日、副学長らが、アンケートを記載したと推測される者（以下「元学生」という。）と面会したところ、同人より、当時の指導教員が、元学生との雇用契約を仮装し、実態を伴わない謝金の支払いをしていた等の研究費の不正使用に関する申告があった。

### 第2 調査

#### 1 調査体制

「大妻女子大学における公的研究費運営・管理に関する規程」第13条に基づき、学内委員7名、学外委員1名（弁護士）、補助者1名（弁護士）で構成する不正調査委員会を設置して調査を実施した。

第1号委員 事務局長 杉田学

第2号委員 大学院研究科長 青江誠一郎

第2号委員 総務センター部長 木村光江

第2号委員 財務センター部長 小谷野理

第3号委員 副学長 山倉健嗣

第3号委員 副学長 田中直子

第4号委員 弁護士・公認会計士・公認不正検査士 武藤雄木（学外者）

第5号委員 常任理事 重松博之

補助者 弁護士 伊原真由美（学外者）

#### 2 調査内容

(1) 調査期間：令和6年4月22日～令和6年11月15日

(2) 調査対象年度及び調査対象研究費：  
平成29年度から令和5年度までの科研費及び学内研究費

#### 3 調査方法

(1) 書面調査

(2) 関係者に対するヒアリング調査

### 第3 調査結果

1 不正等の種別：カラ謝金

2 不正等に関与した研究者：家政学部教授 小林実夏

3 不正等の具体的な内容

(1) 不正に使用された研究費等の金額及び私的流用の有無

	資金の種別	謝金の金額	不正年度	不正種別	私的流用の有無
①	科研費	272,000円	2021年度	カラ謝金	なし

②	学内研究費	69,560円	2022年度	カラ謝金	なし
	計	341,560円			

## (2) 動機

当該教員は「当時大学院生であった元学生の論文投稿費を、同人の指導教官として工面してやりたい気持ちがあった。」と供述していること、元学生も受け取った謝金について自身の論文投稿費等に費消していることから、本件の研究費の不正使用は、奨学金的な意味合いで、元学生の研究費を捻出する動機に基づいたものと認定した。

## (3) 背景

2021年度に支払われた科研費からの謝金について、当該教員は「研究年度内に予算を使う必要があると思った」と供述しており、このような予算を使い切りたいとの考えも、本件の背景にあった。

それに加え、当該教員は、コンプライアンス遵守の意識が不十分であり、本学の外部助成金執行ハンドブック等の予算執行に関する規程も十分に確認していなかった。

## (4) 手法

当該教員において架空の勤務日時間を出勤簿に記載し、出勤簿記載の内容通りに元学生が研究補助の業務を実施したように装った。

## 第4 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

### 1 科研費の謝金について

当該教員は、元学生の勤怠管理を一切せず、出勤簿の勤務日時間や業務内容等の元学生が本来記載すべき事項を当該教員において全て記載した旨供述し、実態とは異なる出勤簿を作成したことを認めている。

さらに、出勤簿で元学生が勤務したと記載されている期間である2022年1月ないし同年3月の間、元学生に対して、作業の進捗状況や成果物を確認せず、元学生に謝金が支払われた後も、成果物を提出するよう催促することもなかったと供述している。

つまり、当該教員の供述によれば、元学生に対して、研究に必要な不可欠な作業を依頼しながら、その作業の進捗状況も成果物も確認せずに謝金の支払い手続きをし、支払い後も成果物を渡すよう催促すらしなかったというのであり、当該教員からの元学生に対する研究補助業務の依頼そのものの存在が疑わしいと言わざるを得ない。

当該教員に対し、業務指示のメールやオンライン面談を実施したやり取りなど、当該教員からの元学生に対する具体的な業務指示や進捗状況を確認していることを示すメールやオンライン面談の記録等の資料の提出を求めたが、当該教員からは、これらに該当する資料の提出はなかった。

当該教員が提出した資料やメールによれば、元学生が「産後の体重と食習慣」の研究計画に一定程度の関与をしていたこと自体は否定できない。しかし、当該研究計画は元学生の博士論文に関するものでもあり、当該研究に関する当該教員から元学生への指示は、研究指導でもあった。

また、本不正調査委員会が元学生及び当該教員から提出を受けたメールアドレスを精査したところ、調査対象者が、2021年度の科研費での謝金の支払いについての稟議書を本学に提出する直前である同年12月10日～同月12日に「科研費で投稿料を支払う期限に間に合わないので、謝金として元学生さんにお支払いし、元学生さんから投稿料を支払っていただいてもよろしいですか。」等と元学生に対しメールを送信していることを確認した。

このようなメールの存在を踏まえると、2021年度の謝金は、業務の対価としてではなく、元学生への奨学金としての意味合いがあったとするのが自然である。このことは、現に、元学生が、当該謝金について業務の対価であるとの認識を持っていないことや、当該教員が頼んだとするデータ入力作業等の成果物を同人に提出しなかった事実と整合する。

以上の事情を基に、2021年度の科研費での謝金支払いについて、実態を伴わないカラ謝金であると認定した。

## 2 学内研究費における謝金について

元学生は、学内研究費から支払われた2022年度の謝金について、2021年度の科研費での謝金と同様、当該教員が、元学生の論文投稿費を工面する目的で雇用関係を仮装したものであり、勤務実態を伴ったものではない旨供述している。

また、「共同研究プロジェクト謝金執行についての稟議書」では、元学生に依頼する業務内容を「調査結果の入力、コーディング、集計」、その業務に必要な期間が1日5時間、計7日間であると申請していたが、当該教員からは、元学生が「調査結果の入力、コーディング、集計」をした実績を示す資料や、業務指示のメールやオンライン面談などのやり取りを示す資料の提出はなかった。

したがって当該教員の説明や提出資料を前提にしても、出勤簿記載の総労働時間（合計7日間、35時間相当）に相当する元学生の具体的な作業実績を認めることはできなかった。

また、元学生の供述だけでなく、当該教員自身の供述によっても、当該教員は、元学生の勤怠管理を一切せず、出勤簿の勤務日時間や業務内容等、本来は元学生が記載すべき事項を全て当該教員が考えて記載し、実態とは異なる出勤簿を作成したことが認められる。

これらの事実から、2022年度の学内研究費での謝金は、実態を伴わないカラ謝金であると認定した。

## 第5 不正等の発生要因と再発防止策

### 1 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制

本学は、別添の「大妻女子大学における公的研究費の管理監査責任体系図」のとおり、競争的研究費等の管理を行っている。

内部監査については、大妻女子大学における公的研究費の運営・管理に関する規程第37条に基づき、最高管理責任者（学長）の指示の下、内部監査室が実施している。

また、統括管理責任者（事務局長）の指示の下、別添の「大妻女子大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画」に基づき、不正防止に向けた活動を行っている。

研究費の申請・支出手続きについては、研究支援室が競争的研究費等を取得した教職員全員に対して、「外部助成金執行ハンドブック—学内書類の取扱いについて—」（以下「ハンドブック」という。）を配付し、これに基づき、競争的研究費等の執行手続きを行うように案内している。

人件費・謝金手続きについては、ハンドブックに、人件費・謝金の単価、人件費・謝金に関する留意点、提出書類、謝金を支払う出張についての項目に分けて記載し、これらに必要な書類を掲載している。

なお、出勤簿の管理については、「出勤者の直筆とし、内容を確認した上で研究者印を押印してください。」「労働時間に応じて休憩時間を与えることが必要です。」と記載し、労務管理についての注意を促している。

物品の管理については、ハンドブック物品費の発注について、検品について、換金

性の高い物品の管理について掲載し、適切な管理手続きを促している。

## 2 発生要因

- ・当該教員は教員としての倫理観や研究費の不正使用に対する認識が著しく欠如していた。
- ・本学の外部助成金執行ハンドブックでは、学生等の研究協力者に業務を依頼する場合には、必ず事前に本人に業務内容及び人件費・謝金の単価等を説明し、了解を得た上で業務を行わせることを義務付けているが、当該教員は、当該規定された手続きを踏まずに業務依頼をすることが日常化していた。
- ・本件で不正に謝金の支払いを受けた者は学生であったところ、カラ謝金が不正であるとの疑いを抱いても、指導教員である当該教員に異議を唱えられない立場にあり、結局、当該教員に従うしかなかった。
- ・教員自身の研究活動と大学院生（研究協力者）の教育指導を区別しておらず、あいまいな対応（指導）となっていた。

## 3 再発防止策

### (1) コンプライアンス教育及び啓発活動による意識の醸成

- ・全教員に対し、学内の予算執行や競争的資金等の予算執行について不明な点があれば、必ず事務担当者に相談・確認することを改めて周知する。
- ・コンプライアンス教育・啓発活動の資料に、今回の不正等の事例について発生要因も含め具体的に記載し、注意喚起を行う。
- ・学生に対する研究倫理教育の資料にも具体的な事例を記載する。

### (2) 研究費使用手続き（ルール）の周知徹底

- ・謝金支出ルールの周知徹底をする。
- ・学生の雇用契約時において不正防止事項の説明を実施する。（特に、大学院生を雇用する場合は、研究指導と勤務の明確な区別を周知する。）

### (3) 内部監査の充実

- ・内部監査時の抜き打ち検査等の強化をする。
- ・特別監査の対象者について、アルバイト学生にも勤務管理状況等のヒアリング等を実施する。
- ・日常的なモニタリングの実施を強化する。

### (4) 事務部門による雇用管理

- ・研究費等で雇用されているアルバイト学生や非常勤雇用者等に雇用条件通知書に、「研究者から説明を受けた勤務条件、業務内容等が異なるなど就業者が疑問を生じた場合は、事務局に相談すること及び研究費はルールにしたがって適正に執行するために、勤務時間と業務内容の報告を正確に行うこと」を追加記載し、併せて雇用者に口頭で説明する。

## 第6 その他

令和6年11月26日開催の懲戒審査委員会において、当該教員を停職1カ月の懲戒処分とすることを決定した。

また、不正使用であると認定した研究費は、当該教員に返還を求める予定である。